

第 572 回富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 2 年 5 月 7 日（木）午後 1 時 30 分から午後 1 時 56 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（14 人）

1	茂木 比呂志	2	平野 弁一	3	磯貝 昭一	4	鈴木 伸江
5	大後 護	6	渡邊 和巳	7	小柴 賢次郎	8	神子 恒
9	川口 寛市	10	稲村 耕一	11	澤邊 治之	12	森田 泰彰
13	鈴木 昇	14	白井 和子				

4 欠席委員（0 人）

5 事務局職員（2 人）

局長 茂木 雅宏	書記 樋口 悠亮		

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請について

専決処分の報告について

第 572 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
局長	<p>開会 午後 1 時 30 分</p> <p>皆様こんにちは。皆様お揃いになりましたので会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多忙のところ国から新型コロナウイルス感染対策のため緊急事態宣言が出されているなか、第 572 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>5 月 1 日からクールビズとなっておりますので、事務局職員もノーネクタイで勤務しております。</p> <p>また、市の勤務体制としまして、職員を 2 班に分け、交代勤務となっております。赤井係長は、在宅勤務のため本日の会議は欠席しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。</p>
局長	<p>それでは、開会に先立ちまして、本日の出席状況でございますが、皆様出席となっておりますので、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。</p>
局長	<p>それでは早速会議を始めさせていただきます。</p> <p>会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>(議長挨拶)</p> <p>— — — 議長挨拶 — — —</p>
議長	<p>(開会)</p> <p>ただ今から、第 572 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p>

議長	<p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、会議に入ります。</p> <p>農業委員会会議規則第13条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>5番大後護委員、6番渡邊和巳委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p>
議長	<p>【議案第1号】</p> <p>議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>
議長	<p>議案第1号1番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を6番渡邊和巳委員お願いします。</p>
渡邊委員	<p>議案第1号1番について申請地を5月5日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>富津警察署より南西の方向約300mに位置する農地であります。</p> <p>現在、権利者は申請地の隣に親と同居しておりますが、手狭となったため、申請地に住宅建築を計画し、所有権移転を伴う農地転用申請をすることとなりました。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されておりますのでよろしく申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明お願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの渡邊委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p>

	<p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>上水は水道管から引き込み、汚水・雑排水については、合併浄化槽を経由し、権利者の現住居敷地内の枡に接続し、道路側溝に放流。雨水については自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金および借入金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>住宅用地して利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>質疑なしということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号1番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号2番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を9番川口寛市委員お願いします。</p>
川口委員	<p>議案第1号2番について申請地を5月5日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>竹岡保育所より南西の方向約700mに位置する農地であります。</p> <p>申請地は、現在耕作されておらず、耕作放棄地となっております。今後も耕作の予定がなく、維持管理に苦慮していたところ、権利者から太陽光発電事業用地とすることについて申し入れがあり、話がまとまったことから、所有権移転を伴う農地転用を申請をすることとなりました。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p>

議長	<p>以上です。</p> <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの川口委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水については自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>質疑なしということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第1号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号2番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号3番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を11番澤邊治之委員をお願いします。</p>
澤邊委員	<p>議案第1号3番について申請地を5月6日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p>

	<p>旧佐貫中学校より北東の方向約 350mに位置する農地であります。</p> <p>義務者は、高齢により農業の継続が困難となり、耕作を断念することとしましたが、荒廃による隣接農地への悪影響を懸念し、権利者が相談を受け調査したところ、太陽光発電事業用地として好条件であり、義務者の意向にも沿えるため、所有権移転を伴う農地転用申請をすることとなりました。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>場所については、三差路のところ です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの澤邊委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水については自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>質疑なしということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第1号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p>

<p>議長</p>	<p>よって議案第1号3番は承認されました。</p> <p>次の議案第1号4番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を5番大後護委員お願いします。</p>
<p>大後委員</p>	<p>議案第1号4番について申請地を5月4日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>青堀駅より北東の方向約1kmに位置する住宅地の中にある農地であります。</p> <p>権利者は、陽当たりが良く、必要面積を確保できる事業地を千葉県内で比較検討したところ、義務者の売却希望と合致し、太陽光発電事業用地として条件も満たした土地だったため、所有権移転を伴う農地転用申請をすることとなりました。</p> <p>周辺農地や民家には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明お願いします。</p>
<p>事務局（樋口）</p>	<p>ただいまの大後委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水については自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>質疑なしということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第1号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号4番は承認されました。</p> <p>【議案第2号】</p>
議長	<p>次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題といたします。</p>
議長	<p>議案第2号1番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を11番澤邊委員お願いします。</p>
澤邊委員	<p>議案第2号1番の申請地を5月5日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>浅間山運動公園より西方向約1kmに位置する農地であります。</p> <p>権利者は笹毛において砂利採取事業を行っております。</p> <p>当該地は平成18年2月1日付けで砂利採取事業に伴う砂利採取用地として一時転用の許可を受け、現在に至っております。</p> <p>採取事業の継続に伴い、引き続き利用するため期間を延長するものであります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの澤邊委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>申請地につきましては、砂利採取事業に伴う砂利採取用地として一時転</p>

	<p>用許可された土地でしたが、採取事業の計画が予定より遅れていることによる計画変更承認申請であります。</p> <p>内容等の変更は期間のみであるため問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>質疑なしということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号1番は承認されました。</p>
議長	<p>議案第2号2番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を12番森田泰彰委員お願いします。</p>
森田委員	<p>議案第2号2番の申請地を5月3日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>富津公民館より東方向約400mに位置する農地であります。</p> <p>当該地は令和2年1月28日付けで太陽光発電事業用地として農地転用の許可を受けましたが、土地の一部が陥没しており、山砂による埋め立てを行う必要が出たため、当初計画では整地のみとしていたところを、埋め立てを行う事由に変更し、それに伴い、工事期間も併せて変更するものであります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの森田委員の説明に補足させていただきます。</p>

	<p>申請地につきましては、権利者が農地転用許可申請前に敷地調査を行ったところ、長年、刈草等の管理がされておらず、荒地状態となっていました。そのため、調査時点では申請地内の敷地形状等を詳細に把握することができず、転用許可後に草木等の伐採したところ、申請地の東側部分が他の部分と比較して盛り上がっており、西側の一部分が陥没していることが判明しました。</p> <p>盛り上がった部分を陥没した部分にならすだけでは土が足りず、また、重機を動かすには地盤が軟弱だったため、工事の施工上、急遽、山砂の搬入による埋め立てが必要となったことによる計画変更承認申請であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>質疑なしということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第2号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号2番は承認されました。</p>
議長	<p>【専決処分報告について】</p> <p>次に市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」報告を事務局長よりお願いします。</p>
事務局長	<p>市街化区域内にある農地の専決処分について報告をさせていただきます。</p> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による届け出でございますが、</p> <p>1番と2番ともに、専用住宅用地として所有権を移転するもので面積は、1番が231㎡、2番が235㎡です。</p> <p>本届出につきまして、添付書類も含め完備しておりましたので事務局長</p>

	専決により、書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	事務局長の専決処分の報告は終わりました。 以上で本日の案件はすべて終了いたしました。
議長	そのほかに、委員さんの方から何かありますか。
議長	事務局何かありますか。
事務局	説明 ——富津市の新型コロナウイルスの対応について—— 事務局職員の勤務体制（交代勤務）、特定定額給付金、国の事業者（農業者）向け支援及び市の支援について説明 ——君津農業協同組合の農地利用集積円滑化事業撤退について—— 農地利用集積円滑化事業の制度と活用状況、農地中間管理事業について説明
議長	皆様には、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。
議長	これをもちまして第 572 回の定例農業委員会を終了します。
議長	なお、次回農業委員会総会は 6 月 3 日水曜日 場所は 401 会議室で午後 1 時 30 分から開催いたします。
	閉会 午後 1 時 56 分